

**平成27年和光市議会 12月定例会**

# **提出議案の概要**

**和光市**

議案第 6 9 号	和光市勤労福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	産業支援課
<p>【目的】</p> <p>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び和光市勤労福祉センター条例第 4 条に基づき、和光市勤労福祉センターの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定の相手方</p> <p>(1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号</p> <p>(2) 名 称 シンコースポーツ・サンワックス共同事業体</p> <p>(3) 代表者職氏名 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号 （構成員） シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 克己</p> <p>構成員 埼玉県熊谷市問屋町二丁目 5 番 1 3 号 株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 事業に関する業務</p> <p>(2) 施設の運営に関する業務</p> <p>(3) 施設の管理に関する業務</p> <p>3 指定管理期間</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>4 指定管理を行わせる施設の名称等</p> <p>和光市勤労福祉センター</p> <p>所在地 和光市新倉 7 丁目 1 0 番 7 号</p> <p>敷地面積 2, 4 7 2 m<sup>2</sup></p> <p>規 模 建築面積 1, 4 8 2 m<sup>2</sup> 延べ床面積 3, 1 3 3 m<sup>2</sup></p>	

議案第70号	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定めることについて
担 当	情報推進課

**【目的】**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」といいます。）では、同法第9条第2項（利用範囲）で「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」と定め、同法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）で「地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。」と規定されていることから、同法の施行に伴い、個人番号の利用範囲等を定めるものです。

※「特定個人情報ファイル」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

**【内容】**

1 趣旨（第1条）

本条例は、マイナンバー法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、必要な事項を定めるものとします。

2 定義（第2条）

本条例に出てくる用語の定義を定めます。

3 市の責務（第3条）

市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することとします。

4 個人番号の利用範囲（第4条）

(1) 市が独自に個人番号を利用する事務を規定します。具体的な利用事務は、別表第1に規定します。

(2) 市が独自に個人番号を利用する事務で同一機関内で特定個人情報の授受を行う「庁内連携」を規定します。庁内連携を行う具体的な事務は、別表第2に規

定します。

(3) マイナンバー法に定められた個人番号利用事務を処理するため、同一機関内で特定個人情報の授受を行う「庁内連携」を規定します。

5 特定個人情報の提供（第5条）

同一地方公共団体の他の機関への特定個人情報の提供を規定します。提供を行う具体的な事務は、別表第3に規定します。

6 委任（第6条）

本条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めます。

7 施行期日

平成28年1月1日から施行します。第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、マイナンバー法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月）とします。

議案第 7 1 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課

**【目的】**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定については、議会の議員その他非常勤の職員が公務上の災害又は通勤による災害により年金たる補償として傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金のいずれかを受ける場合又は休業補償を受ける場合において、同一の事由により、厚生年金保険法等の年金たる給付が支給されるときに調整を行うことを定めています。

今般、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行されたことに伴い、この条文について所要の改正を行います。

**【内容】**

1 改正内容

- (1) 年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）の受給者に関して規定しています。（附則第 5 条第 1 項改正規定関係）
- (2) 休業補償の受給者に関して規定しています。（附則第 5 条第 2 項改正規定関係）
- (3) 経過措置
  - ① 適用日（平成 2 7 年 1 0 月 1 日）の前後における調整率の適用関係について規定しています。（改正条例附則第 2 項関係）
  - ② 障害に係る傷病の初診日が適用日前にあり障害認定日が適用日以後にある場合の、年金たる給付と年金たる補償との調整について規定しています。（改正条例附則第 3 項関係）

2 施行年月日

公布の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用します。（改正条例附則第 1 項関係）

議案第 7 2 号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	収納課
<p><b>【目的】</b></p> <p>平成 2 6 年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。</p> <p>これを受け、地方税の猶予制度についても、所要の見直しが行われることとなり、平成 2 7 年度税制改正において、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）が改正されました。（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）</p> <p>今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、和光市税条例に規定を追加するものです。</p> <p>その他改正に合わせ、条項の整理を行います。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 猶予制度とは</p> <p>(1) 徴収の猶予（地方税法第 1 5 条）</p> <p>次の理由により市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産について災害を受け、又は盗難にあったとき</li> <li>・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき</li> <li>・事業を廃止し、又は休止したとき</li> <li>・事業について著しい損失を受けたとき など</li> </ul> <p>(2) 換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）</p> <p>納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 猶予に係る徴収金の分割納付等について</p> <p>猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることとします。</p>	

(2) 猶予申請書における記載事項について

申請書に定める事項は、次のとおりとします。

- ア 一時に納付することができない事情
- イ 猶予を受ける金額及び期間
- ウ 分割納付する金額及び期間
- エ 担保の内容（担保を提供する場合）

(3) 猶予申請書に添付する書類について

申請書に添付する書類は、次のとおりとします。

- ア 事実を証する書類
- イ 資産及び負債の状況を明らかにする書類
- ウ 収支の状況（実績及び今後の見込み）
- エ 担保に関する書類（担保を提供する場合）

(4) 担保の徴取基準について

次の場合は、担保を不徴取とします。

- ア 猶予に係る金額が100万円以下
- イ 猶予期間が3月以内
- ウ 特別な事情がある場合

(5) 猶予申請書の訂正期限について

申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とします。

(6) 申請による換価の猶予における申請期限について

換価の猶予の申請期限を、納期限から6月以内とします。

3 施行期日

平成28年4月1日から施行します。ただし、第77条の改正規定は、平成28年1月1日から施行します。

議案第 7 3 号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	健康支援課

【目的】

国民健康保険については、被保険者の高齢化などを理由として、一人当たりの医療費・保険給付費が増加しています。今後の財政シミュレーションでは、収入が増えない中で支出が増大しており、非常に厳しい財政状況となっています。このため、財源の確保をする必要があります。

そこで、今年度については、国民健康保険税の課税限度額について、現状ではその法定額を下回る金額としていることから、法定額まで引き上げる改正を実施し、一定の財源を確保してまいります。

なお、その他の税率・税額については、今年度の改正では据え置きとなりますが、来年度以降についてもその改正の必要性を検討し、医療費の伸び、剰余金の状況等を総合的に勘案して判断してまいります。

また、今回の改正については、マイナンバー法の施行に伴う対応を含みます。

【内容】

1 課税限度額の引き上げ（第 2 条、第 2 1 条）

(1) 改正箇所

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	51 万円	52 万円	1 万円
支援分	14 万円	17 万円	3 万円
介護分	12 万円	16 万円	4 万円
合計	77 万円	85 万円	8 万円

※改正後の金額は、平成 2 7 年度法定額

(2) 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日

2 マイナンバー法の施行への対応（第 2 4 条）

(1) 改正箇所

改正項目	現行	改正後
国民健康保険税の減免	氏名及び住所	氏名、住所及び個人番号

(2) 施行期日

平成 2 8 年 1 月 1 日から施行します。

議案第 7 4 号	和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	社会福祉課

**【目的】**

平成 2 8 年 4 月 1 日から和光市地域活動支援センター（精神障害者）が就労継続支援 B 型施設へと体系移行を実施するため、和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めます。

**【内容】**

1 条例改正の要点

- (1) 現在、総合福祉会館で指定管理者が運営している和光市地域活動支援センター（精神障害者）を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）で規定する就労継続支援 B 型施設へと変更するため、事業内容、利用対象者等を改正するものです。
- (2) 就労継続支援 B 型施設のほかに日中一時支援事業を追加して、一般就労した後でも職場に定着するまでは引き続き B 型施設を利用できるように改正するものです。

2 施行期日

平成 2 8 年 4 月 1 日から施行します。

議案第75号	和光市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	こども福祉課

**【目的】**

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第63号）の公布に伴い、改正を行うものです。

**【内容】**

1 改正内容

小規模保育事業（利用定員が6人以上10人以下とする小規模保育事業C型を除く。）の職員について、当分の保健師又は看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができるとするものです。

2 改正箇所

第35条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めます。

3 施行期日

公布の日から施行します。

議案第76号	和光市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	こども福祉課

**【目的】**

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から適用する「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」が制定され、「和光市保育料の徴収に関する規則」が平成27年4月1日をもって廃止されたため、子ども医療費助成の対象者の除外要件を追加するものです。

**【内容】**

1 条例の要点(主な規定事項)

和光市子ども医療費助成に関する条例第3条第1項第2号に「和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に規定する利用者負担額（いわゆる保育料）」を追加しました。

2 施行期日

平成27年12月31日から施行します。

議案第 77 号	和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	長寿あんしん課
<p><b>【目的】</b></p> <p>マイナンバー法において介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険料の徴収に関する事務が個人番号を利用する事務に定められたことに伴い、所要の条文整理を行います。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 改正の要点</p> <p>第 12 条及び第 13 号中「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）」に改めます。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成 28 年 1 月 1 日から施行します。</p>	

議案第78号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的】</p> <p>開発行為により帰属された道路用地に対する市道路線を認定します。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 市道637号線</p> <p>    起点 和光市下新倉五丁目670番33地先</p> <p>    終点 和光市下新倉五丁目670番25地先</p> <p>    幅員 4.50m～8.87m          延長 47.17m</p> <p>    ※ 市道374号線から市道555号線の通り抜け道路になります。</p> <p>(2) 市道638号線</p> <p>    起点 和光市南一丁目2395番10地先</p> <p>    終点 和光市南一丁目2395番35地先</p> <p>    幅員 4.50m～8.73m          延長 108.63m</p> <p>    ※ 市道40号線から市道408号線の通り抜け道路になります。</p> <p>(3) 市道639号線</p> <p>    起点 和光市新倉一丁目3309番11地先</p> <p>    終点 和光市新倉一丁目3309番15地先</p> <p>    幅員 4.50m～7.48m          延長 38.95m</p> <p>    ※ 市道392号線から行き止まりの道路になります。</p> <p>(4) 市道640号線</p> <p>    起点 和光市下新倉三丁目984番13地先</p> <p>    終点 和光市下新倉三丁目984番16地先</p> <p>    幅員 6.00m～10.24m          延長 13.17m</p> <p>    ※市道3号線からの行き止まりの道路になります。</p>	

# 平成 27 年度補正予算の概要

議案第 79 号 平成 27 年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第 5 号)

議案第 80 号 平成 27 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号)

議案第 81 号 平成 27 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算  
(第 2 号)

議案第 82 号 平成 27 年度埼玉県和光市和光都市計画事業  
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)

(参考資料) 各基金の現在高表

## 平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第5号)

予 算 現 額	28,356,926千円
補 正 額	458,325千円
補正後予算額	28,815,251千円

今回の補正予算は、歳出については、子ども子育て支援新制度による子ども子育て支援事業計画に基づく新規小規模保育事業者の決定による開設準備に係る補助金などを増額する民間保育園新設事業、市道459号線に係る植栽樹木が隣地へ越境していることによる樹木剪定を行う道路維持事業、各扶助費の増加に伴う在宅障害者支援事業、障害者医療支援事業、生活保護事業などを増額補正するほか、平成27年度東日本大震災復興特別会計に係る学校施設環境改善交付金を活用する白子小学校体育館非構造部材耐震化工事を実施するため、増額補正するものである。

歳入については、扶助費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金、生活保護費負担金などの国県支出金を増額補正するほか、小規模保育施設開設に伴う補助金の交付決定を受け保育対策総合支援事業費補助金、追加交付が決定となった平成26年度障害者自立支援給付費国県負担金過年度収入などを追加計上し、白子小学校体育館非構造部材耐震化工事に係る白子小学校体育館非構造部材耐震化・防災機能強化事業債を増額補正するものである。なお、歳入歳出調整後の歳入不足分を財政調整基金繰入金によって措置する。

### 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
9	国有提供施設等所在市町村助成交付金	33,000	<b>2,208</b>	35,208	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
9	施設等所在市町村調整交付金	400	<b>69</b>	469	交付金額が決定したため、増額補正するもの。	財 政 課
15	障害者自立支援給付費負担金	296,953	<b>75,275</b>	372,228	介護給付費等利用者数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/2)	社 会 福 祉 課
15	障害者自立支援医療費負担金	25,000	<b>8,250</b>	33,250	障害者自立支援医療費(更生医療)申請件数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/2)	社 会 福 祉 課
15	子どものための教育・保育給付費負担金	416,116	<b>52,395</b>	468,511	小規模保育事業所及び新制度移行幼稚園について、施設型給付費支給対象が増え、また、処遇改善加算率や適用加算が増加するため、増額補正するもの。(負担率:1/2)	こ ども 福 祉 課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	生活保護費負担金	1,087,285	49,746	1,137,031	生活保護医療扶助の増加に伴い、増額補正するもの。(負担率:3/4)	社会福祉課
15	地域生活支援事業補助金	27,893	3,030	30,923	手話通訳・要約筆記の派遣数及び移動支援が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課
15	保育緊急確保事業費補助金	20,150	△ 20,150	0	子ども・子育て支援新制度に伴う国庫補助金の新設により当該補助金が廃止されたため、減額補正するもの。	こども福祉課
15	保育所等整備交付金	0	100,275	100,275	白子3丁目の保育所開設に伴い当該交付金の交付決定を受けたため、追加計上するもの。(補助率:2/3)	こども福祉課
15	保育対策総合支援事業費補助金	0	82,746	82,746	小規模保育事業所開設に伴い当該補助金の交付決定を受けたため、追加計上するもの。(補助率:2/3)	こども福祉課
15	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	0	711	711	保育従事者研修事業の実施に伴う補助金の内示を受けたため、追加計上するもの。(補助率:1/2)	こども福祉課
15	子ども・子育て支援交付金	0	62,785	62,785	子ども子育て支援新制度に伴い国庫補助金が新設されたため、追加計上するもの。(補助率:1/3)	こども福祉課
15	認可化移行運営費支援事業補助金	0	228	228	認可化移行運営費支援事業が新設されたため、追加計上するもの。(補助率:1/2)	こども福祉課
15	社会資本整備総合交付金	20,000	△ 9,100	10,900	社会資本整備総合交付金の交付決定に基づき、減額補正するもの。	危機管理室
15	学校施設環境改善交付金(小学校分)	17,200	13,206	30,406	平成27年度東日本大震災復興特別会計当初予算に係る学校施設環境改善交付金を利用するため、増額補正するもの。	教育総務課
15	国民年金事務費交付金	21,174	1,361	22,535	システム改修及び相談等業務委託料の増額に伴い、増額補正するもの。(補助率:10/10)	健康支援課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	障害者自立支援給付費負担金	148,476	<b>37,638</b>	186,114	介護給付費等利用者数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/4)	社会福祉課
16	障害者自立支援医療費負担金	12,500	<b>4,125</b>	16,625	障害者自立支援医療費(更生医療)申請件数が増加したため、増額補正するもの。(負担率:1/4)	社会福祉課
16	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	54,989	<b>△ 348</b>	54,641	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
16	子どものための教育・保育給付費負担金	208,057	<b>26,196</b>	234,253	小規模保育事業所及び新制度移行幼稚園について、施設型給付費支給対象の増加及び処遇改善加算率や適用加算が増加するため、増額補正するもの。(負担率:1/4)	こども福祉課
16	重度心身障害者医療費支給事業補助金	56,922	<b>2,838</b>	59,760	重度心身障害者医療費が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課
16	地域生活支援事業補助金	13,946	<b>1,515</b>	15,461	手話通訳・要約筆記の派遣数及び移動支援が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/4)	社会福祉課
16	埼玉県障害者生活支援事業補助金	14,016	<b>1,250</b>	15,266	在宅重度心身障害者手当が増加したため、増額補正するもの。(補助率:1/2)	社会福祉課
16	保育対策等促進事業補助金	85,634	<b>△ 85,634</b>	0	子ども・子育て支援新制度に伴う県補助金の新設により当該補助金が廃止されたため、減額補正するもの。	こども福祉課
16	安心・元気!保育サービス支援事業費補助金	0	<b>9,456</b>	9,456	事業に係る対象保育園が確定したため、追加計上するもの。(補助率:1/2)	こども福祉課
16	一時預かり事業費補助金	4,839	<b>370</b>	5,209	一時預かり事業(幼稚園型)の実施に伴い、増額補正するもの。(補助率1/3)	こども福祉課
16	保育所緊急整備費補助金	111,186	<b>△ 111,186</b>	0	白子3丁目の保育所開設のため計上した補助金が、子ども子育て支援新制度に伴い国庫補助金の適用に変更したため、減額補正するもの。	こども福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
16	認可化移行総合支援事業補助金	100	△ 100	0	家庭保育室が認可保育所ではなく小規模保育事業に移行することになったため、減額補正するもの。	こども福祉課
16	延長保育事業費補助金	0	9,944	9,944	子ども子育て支援新制度に伴い県補助金为新設されたため、追加計上するもの。(補助率:1/3)	こども福祉課
16	病児保育事業費補助金	0	2,447	2,447	子ども子育て支援新制度に伴い県補助金为新設されたため、追加計上するもの。(補助率:1/3)	こども福祉課
16	認可化移行運営費支援事業補助金	0	114	114	認可化移行運営費支援事業が新設されたため、追加計上するもの。(補助率:1/4)	こども福祉課
19	財政調整基金繰入金	961,968	50,236	1,012,204	財政調整基金現在高(補正後)963,156千円	財政課
21	雑入(危機管理室)特定財源	1,000	△ 1,000	0	(財)自治総合センターコミュニティ助成金が不採択となったため、減額補正するもの。	危機管理室
21	平成26年度障害者自立支援給付費国庫負担金過年度収入	0	6,886	6,886	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
21	平成26年度障害者医療費国庫負担金過年度収入	0	5,025	5,025	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
21	平成26年度障害児入所給付費及び入所医療費等国庫負担金過年度収入	0	28,950	28,950	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
21	平成26年度障害者自立支援給付費県負担金過年度収入	0	3,545	3,545	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
21	平成26年度障害者医療費県負担金過年度収入	0	2,529	2,529	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
21	平成26年度障害児入所給付費及び入所医療費等県負担金過年度収入	0	14,475	14,475	平成26年度分の追加交付があるため、追加計上するもの。	社会福祉課
22	白子小学校体育館非構造部材耐震化・防災機能強化事業債	0	26,019	26,019	白子小学校体育館非構造部材耐震化工事を実施するため、増額補正するもの。	財政課

## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
	職員人件費 ※1議会費から10教育費までにある46の同名称事業の合算	3,215,497	△ 96,024	3,119,473	給与改定及び職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するもの。また、職員の育児休業・病気休暇・介護休暇に伴い臨時職員を増加したため、増額補正するもの。	職員課
1	政務活動費	4,300	△ 1,376	2,924	政務活動費の不請求により不用額が発生したため、減額補正するもの。	議会事務局
2	総務業務	79,351	1,396	80,747	寄附(ふるさと納税)制度において、返礼品を拡充したことに伴い寄附件数が増加したため、増額補正するもの。	総務課
2	住民情報電算システム	114,017	7,476	121,493	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)対応に係る、団体内統合利用番号連携サーバークラウド使用料及び平成27年度自治体中間サーバー・プラットフォームASPサービスの利用に係る負担金を増額補正するもの。	情報推進課
2	市民文化センター施設整備	17,630	824	18,454	自動火災報知設備更新工事費の入札差金を減額補正するもの。 また、市民文化センター大ホールのピアノが経年劣化による消耗が激しく、特に弦については本番中に切れる可能性が否めないと報告を受けたことにより修繕を要するため、増額補正するもの。	人権文化課
2	和光市議会議員一般選挙	44,296	△ 9,980	34,316	選挙運動用経費の公費負担が想定より少なかったため、減額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
3	在宅障害者支援	733,827	164,060	897,887	手話通訳・要約筆記の派遣数増加、在宅重度心身障害者手当、介護給付費等、移動支援の支給人数・時間数が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	在宅障害者地域支援	23,867	804	24,671	障害者自動車燃料費補助申請者数が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	障害者施設支援	37,524	936	38,460	生活介護施設さつき苑の自動ドア修繕を行うため、増額補正するもの。	社会福祉課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	障害者医療支援	175,483	24,226	199,709	重度心身障害者医療費、自立支援医療費(更生医療)及び療養介護医療費が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	介護保険特別会計繰出金	569,236	52	569,288	介護保険特別会計の介護給付費及び地域支援事業費の補正の結果、一般会計の法定負担分が増額となるため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療	447,894	△ 1,092	446,802	広域連合へ納付する共通経費負担金について、平成27年度負担金額が決定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	後期高齢者医療特別会計繰出金	73,320	△ 464	72,856	県より支出される保険料の軽減額の3/4を補填する保険事業基盤安定負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
3	保育園管理運営	30,306	2,078	32,384	平成26年度保育対策等促進事業費補助金精算に伴う返還金が生じたため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	みなみ保育園管理運営	170,737	25,559	196,296	小規模保育室から進級してくる3歳児を受け入れるため、定数改定(受け入れ人数を増加)を実施することに伴う、改修工事及び備品等の購入費を増額補正するもの。	みなみ保育園
3	公設民営保育園運営	616,713	7,700	624,413	ほんちよう保育園育成保育担当職員人件費等の費用として、増額補正するもの。	こども福祉課
3	民間保育園運営	1,315,264	30,444	1,345,708	民間保育園施設入所等委託料・小規模保育所事業所負担金・保育料激変緩和助成事業・幼稚園助成金について、当初の支出見込み額を上回るため、またH25年度保育所運営費国庫・県費負担金の更正に伴い返還金が生じたため、増額補正するもの。 小規模保育所補助金について、当初の見込みより補助対象が減額となったため、減額補正するもの。	こども福祉課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	家庭保育室運営	29,408	5,536	34,944	家庭保育室委託料、保育料助成額について、当初の見込みを上回るため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	民間保育園新設	127,484	81,674	209,158	新規小規模保育事業の開設に伴い、保育士資格のない保育従事者の基礎研修を実施及び平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により新設保育園の整備に係る基準額等が変わったため、増額補正するもの。また、子ども子育て支援事業計画に基づく新設小規模保育事業の決定に伴い、開設準備に係る補助金を増額補正するもの。 保育所移行を予定していた家庭保育室事業者が小規模保育事業への移行に変更したため、減額補正するもの。	こども福祉課
3	幼稚園就園奨励	227,956	51,400	279,356	施設型給付費の当初見込みを上回るため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	児童センター(館)管理運営	113,761	225	113,986	わくわくドーム利用料助成について当初見込みを上回るため、増額補正するもの。	こども福祉課
3	生活保護	1,479,814	66,328	1,546,142	入院に係る費用について当初見込みを上回るため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	国民年金業務	3,541	1,361	4,902	年金制度改正により、納付猶予制度及び免除申請に関するシステムを改修するため、委託料を計上する。また、相談業務委託について、増員して対応するため、増額補正するもの。(補助率10/10)	健康支援課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
4	母子保健	109,811	532	110,343	平成26年度未熟児養育医療等 国庫負担金及び埼玉県母子健 康衛生費(養育医療給付事業) 県費負担金について、平成26 年度会計で概算交付されたも ののうち、精算によって返還す る必要が発生したため、増額補 正するもの。平成25年度母子保 健衛生費等国庫負担金(養育 医療給付事業)県費負担金に ついて、平成25年度会計で追 加交付されたものうち、再確 定によって返還する必要が発生 したため、増額補正するもの。	健康支援課
8	道路維持	73,205	11,760	84,965	市道459号線の植栽樹木が隣 接地に越境しているため、剪定 等による樹木管理を行うこと、 また労務単価等の上昇により当初 予算では予定業務を執行する ことができないため、増額補正 するもの。	道路安全課
8	交通安全対策	54,436	1,406	55,842	街路灯電気代の一括前払い 契約において、平成26年度の 燃料費調整額による電気料金 の値上げ分が平成27年度分の 精算となり、当年度の街路灯電 気料金が不足したため、増額補 正するもの。	道路安全課
8	都市計画業務	2,202	6,685	8,887	都市構造や社会状況等の様々 な変化に対応するため、都市計 画道路網を見直す必要が生じ たため、増額補正するもの。	都市整備課
8	駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金	321,955	△ 1,066	320,889	駅北口土地区画整理事業特別 会計の一般会計繰入金の減額 補正に伴い、繰出金を減額補 正するもの。	都市整備課
8	公園管理	77,616	4,000	81,616	荒川河川敷が冠水により表土が 流され石が浮き出ている状態と なり、整備が必要となったため、 増額補正するもの。	都市整備課
9	消防団業務	37,332	△ 1,000	36,332	(財)自治総合センターコミュニ ティ助成金決定額を鑑み、次年 度以降に事業を実施することと したため、減額補正するもの。	危機管理室
9	防災施設整備	47,672	△ 9,100	38,572	社会資本整備総合交付金の交 付決定額を鑑み、事業内容 を見直した結果、減額補正する もの。	危機管理室

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
10	小学校施設整備	84,512	<b>66,453</b>	150,965	白子小学校体育館非構造部材耐震化工事及び広沢小学校プールの過装置取替工事を実施するため、増額補正するもの。	教育総務課
10	中央公民館施設整備	0	<b>6,701</b>	6,701	2階西側会議室系統の空調機老朽化による機能低下に伴い空調機更新工事を増額補正するもの。	中央公民館
10	給食施設整備	27,184	<b>8,811</b>	35,995	北原小学校給食室には空調機が設置されていないため、夏季を中心に室温上昇が産業医の巡視で指摘されていることから、空調機を新規に設置するため、増額補正するもの。	学校教育課

### 3 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業	金額
3 民生費	2 児童福祉費	みなみ保育園園児定数改定改修事業	25,559

### 4 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額
勤労福祉センター管理運営委託	平成27年度から平成32年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税の合計額
下新倉小学校給食調理業務委託	平成27年度から平成28年度まで	給食調理業務委託料及び消費税の合計額

### 5 地方債

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額
白子小学校体育館非構造部材耐震化・防災機能強化事業	26,019

# 平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	626,233千円
補 正 額	△ 464千円
補正後予算額	625,769千円

今回の補正予算は、歳出については、後期高齢者医療保険料負担金のうち、保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、減額補正するものである。

歳入については、歳出に連動する形で、保険基盤安定繰入金を減額補正するものである。

## 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	保険基盤安定繰入金	73,320	△ 464	72,856	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課

## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	保険料等負担金	624,842	△ 464	624,378	県より支出される保険基盤安定事業負担金の金額が確定したため、減額補正するもの。	長寿あんしん課

# 平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	3,255,211千円
補 正 額	1,429千円
補正後予算額	3,256,640千円

今回の補正予算は、歳出については、はじめに上半期の保険給付費の給付状況や平成27年4月からの新制度の施行に伴う制度の運用状況を勘案して、保険給付費全体の調整を図るため、居宅介護等サービス費、施設介護サービス費及び居宅介護等サービス計画給付費を増額し、地域密着型介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画給付費をそれぞれ減額する。また施設介護サービス費の増額に連動し、特定入所者介護サービス費についても増額補正する。つぎに地域支援事業費については、介護予防・生活支援サービス事業費、認知症初期集中支援事業費をそれぞれ減額補正するものである。

歳入については、歳出に連動するかたちで、国、県、支払基金、市、それぞれの法定負担割合に合わせて補正を行い、介護給付費における国、県、支払基金、市の法定負担分である、介護給付費負担金、調整交付金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金を増額補正し、地域支援事業費の国、県、支払基金、市の法定負担分である、地域支援事業交付金、地域支援事業支援交付金、地域支援事業繰入金をそれぞれ減額する他、介護給付費の増額補正に伴い、増額となる介護保険料の法定負担分に充当するため介護給付費準備基金繰入金を増額補正するものである。

## 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	現年度分(介護給付費負担金)	486,359	516	486,875	介護給付費の増額補正に伴い、国の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分(調整交付金)	34,392	152	34,544	介護給付費の増額補正に伴い、国の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分(地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業))	27,583	△ 2,140	25,443	地域支援事業費の減額補正に伴い、国の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	現年度分(地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業))	15,866	△ 712	15,154	地域支援事業費の減額補正に伴い、国の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	現年度分(介護給付費交付金)	746,494	3,308	749,802	介護給付費の増額補正に伴い、支払基金の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
3	現年度分(地域支援事業支援交付金)	30,892	△ 2,397	28,495	地域支援事業費の減額補正に伴い、支払基金の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
4	現年度分(介護給付費負担金)	380,106	3,325	383,431	介護給付費の増額補正に伴い、県の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
4	現年度分(地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業))	13,791	△ 1,069	12,722	地域支援事業費の減額補正に伴い、県の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
4	現年度分(地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業))	7,933	△ 356	7,577	地域支援事業費の減額補正に伴い、県の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
6	現年度分(介護給付費繰入金)	333,255	1,477	334,732	介護給付費の増額補正に伴い、市の法定負担分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	現年度分(地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業))	13,791	△ 1,069	12,722	地域支援事業費の減額補正に伴い、市の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
6	現年度分(地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業))	7,933	△ 356	7,577	地域支援事業費の減額補正に伴い、市の法定負担分を減額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費準備基金繰入金	26,569	750	27,319	介護給付費の増額補正に伴い、増額となる介護保険料の法定負担分を充当するため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

## 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	居宅介護等サービス保険給付業務	772,018	28,019	800,037	当該サービスのうち訪問看護、居宅療養管理指導等の利用件数が見込みを上回ったため、増額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	地域密着型介護サービス保険給付業務	726,863	△ 51,840	675,023	北エリアのグループホーム開設を平成27年度から平成28年度へ延期したことに伴い、認知症対応型共同生活介護の利用件数が見込みを下回ったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	施設介護サービス保険給付業務	865,441	26,210	891,651	介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の利用者数が見込みを上回ったため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	居宅介護等サービス計画給付業務	99,383	4,651	104,034	居宅介護等サービス保険給付業務に連動し、当初見込みよりも実績が上回ったため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	介護予防サービス保険給付業務	19,419	△ 3,009	16,410	当該サービスのうち、介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の利用件数が当初見込みを下回ったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	地域密着型介護予防サービス保険給付業務	10,407	△ 1,272	9,135	介護予防小規模多機能の利用件数が当初見込みを下回ったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	介護予防サービス計画給付業務	3,660	△ 1,702	1,958	要支援認定者のうち、予防給付のサービスを利用せず、地域支援事業におけるケアマネジメント費の対象となる利用者が多かったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
2	特定入所者介護等サービス費給付	70,560	10,757	81,317	施設介護サービス保険給付業務に連動し、当初見込みよりも実績が上回ったため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
5	介護予防・生活支援サービス事業	84,221	△ 8,558	75,663	当該サービスのうち、口腔ケアマネジメント及び食の自立・栄養改善サービス等の利用件数が当初見込みを下回ったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課
5	認知症初期集中支援事業	3,556	△ 1,827	1,729	認知症初期集中支援対象者が見込みより少なかったため、減額補正するもの。	長寿あんしん課

平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業  
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

予 算 現 額	759,837千円
補 正 額	△ 1,066千円
補正後予算額	758,771千円

今回の補正予算は、歳出については職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するものである。歳入については、歳出の減額に伴い一般会計繰入金を、減額補正するものである。

### 1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	一般会計繰入金	321,955	△ 1,066	320,889	職員人件費の減額補正に伴い、一般会計繰入金を減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

### 2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	職員人件費	83,041	△ 1,066	81,975	職員異動に伴う予算の組替えにより、減額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	1,013,392		50,236	963,156
	市債管理基金	6,001			6,001
	学校教育施設整備基金	83,242			83,242
	公共用地取得事業基金	101,646			101,646
	公共施設整備基金	246,803			246,803
	都市基盤整備基金	266,201			266,201
	学校建設基金	0			0
	和光市まちづくり基金	7,368			7,368
	小計	1,724,653	0	50,236	1,674,417
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000			5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	443,295			443,295
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000			5,000
	介護保険介護給付費準備基金	189,082		750	188,332
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	647,377	0	750	646,627
合計		2,372,030	0	50,986	2,321,044